

2004 00537A

厚生労働科学研究

平成 16 年度厚生労働科学障害保健福祉総合研究事業

障害者のエンパワメントの視点と生活モデルに基づく 具体的な地域生活支援技術に関する研究

平成 16 年度 総括研究報告書

2005 年 3 月

主任研究者 谷口 明広

分担研究者 小田島 明

分担研究者 武田 康晴

分担研究者 土屋 健弘

障害者のエンパワメントの視点と生活モデルに基づく

具体的な地域生活支援技術に関する研究

**障害者のエンパワメントの視点と生活モデルに基づく
具体的な地域生活支援技術に関する研究**

目 次

○ 統括研究報告	1
○ はじめに	6
第1章 エンパワメントの時代的変遷と定義	7
第1節 エンパワメントの時代的変遷と意味	7
第2節 パワレス状況を生み出す要因に関する一考察	13
第3節 エンパワメントの3モデルとエンパワメント定義	17
第2章 エンパワメントに関する個別事例調査と結果	24
第1節 エンパワメントに関する個別事例調査の概要	24
第2節 エンパワメントに関する個別事例の内容と分析	27
(1) 第1事例 知的障害 佐多家 一平 さん	27
(2) 第2事例 下肢機能障害 佐光 勝 さん	37
(3) 第3事例 脳性マヒ 高倉 るり子 さん	43
(4) 第4事例 脳性マヒ 坊村 邦太郎 さん	51
(5) 第5事例 筋ジストフィー 高山 孝二郎 さん	60
(6) 第6事例 脳幹損傷 今井 寛二 さん	68
(7) 第7事例 骨形成不全 田野倉 淑子 さん	76
(8) 第8事例 筋ジストフィー 西澤 千佳 さん	84
(9) 第9事例 脳性マヒ 元木 彰雄 さん	92
第3節 エンパワメントに関する個別事例調査の結果と考察	101
第3章 エンパワメント支援プログラムに関する考察と課題	104
第1節 自立生活問題研究所による「自立生活教育プログラム」の特徴	104
第2節 ヒューマンケア協会による「自立生活プログラム」の特徴	109
第3節 エンパワメント支援プログラムの作成における必須要素	113
第4章 エンパワメント支援プログラムに関する環境整備と実践的手法	119
第1節 エンパワメント支援に必要な環境整備に関する新概念	119
第2節 個人別プログラム計画（IPP）の重要性と課題	128
第3節 エンパワメントを支えていく福祉教育の現状と課題	134
○ おわりに	138

障害者のエンパワメントの視点と生活モデルに基づく具体的な地域生活支援技術に関する研究

総括研究報告

主任研究者	谷口 明広	愛知淑徳大学医療福祉学部福祉貢献学科教授
分担研究者	小田島 明	国立身体障害者リハビリテーションセンター 更生訓練所指導部指導課主任生活支援専門職
分担研究者	武田 康晴	華頂短期大学社会福祉学科講師
分担研究者	土屋 健弘	京都市北部障害者地域生活支援センター 「きらリンク」センター長

研究要旨

障害者ケアマネジメントの目的にも用いられている「エンパワメント」という言葉は、近年になり盛んに使用されるようになってきている。しかしながら、この「エンパワメント」という言葉の意味が統一されていない。この研究では「エンパワメント」のモデルと定義を提示し、個別調査研究において実証を試みたものである。また、エンパワメントしていく時に必要な障害をもつ個人のストレンクス強化や環境の開発・改善に関する方策の提示を意図したものである。

1. はじめに

2003年4月、障害をもつ人たちの主体性と自己決定というものが前面に強調された支援費制度が施行され、入所型施設や親の元から離れて、地域社会で生活する可能性が広がり、実際に自立生活を実現した者も少なくない。以前であれば、障害をもつ人たちの地域自立は、毎日が介護者を確保するために時間を費やすことが多く、介護が受けられるようにしていくことが、生活の目的になっている感覚があった。夜になれば、次週の介護者を見つけるために、2時間も電話を掛け続けなければならないという現実が、当たり前存在していた。このような時代に地域自立を実現させていた障害をもつ人たちは、パワーにあふれており、社会的な偏見や差別と戦ってきた。彼らは、何らかの経験や体験によって、強固なストレンクスが築かれたと考えられる。

しかし、支援費制度になり、自らが介護者を見付けなければ生きていけない状況ではなくなり、事業所への連絡のみで介護者が確保されることで、障害をもつ個人がパワレス状況へと陥る可能性も拡大している。さらに、障害をもつ人たちは、自分の生活に合わせた介護時間帯を選べるのではなく、事業所やヘルパーの都合により、生活形態を決められかねない状況も報告されている。

障害をもつ人たちが自らの生き方を決め、その結果に責任を負っていくことが「自立」の真髄であるとすれば、支援費制度によって「依存」という色合いが強くなってきたという事実もある。エンパワメントとは何か、エンパワメントしていくためには何が必要かを問い直し、障害をもつ人たちに向かう地域生活支援において、エンパワメントの視点を入れていく方策を提示していくことは急務であると考えた。

2. 研究目的

障害者ケアマネジメントの概念においても、障害をもつ人たちのエンパワメントを重要視しなければならないとは、幾度となく文面に表れてくるが、エンパワメントとは何かということを整理したり、エンパワーしていく過程を明示したりする支援する方法論を日本の現状に合わせて提示しているものが見当たらないのである。障害者ケアマネジメントの方法論に関しては、従来の高齢者に対するケアマネジメントの技法を借用してきたに過ぎないと思わざるを得ないところもあり、障害者ケアマネジメントの真髄は、この「エンパワメント教育実践」に求めていかなければならないと考えている。この方法論が確立された時に、本当の「障害者ケアマネジメント実践」が遂行できると確信している。

このようなエンパワメント実践が確立し、浸透していくことにより、障害をもつ人たちは、自分自身の有意義な人生や生活に対して思慮深くなると思われ、支援費の支給量に関しても過不足のない時間数が求められるようになるのではないだろうか。エンパワメント教育実践というものは、障害者福祉の中核を担っていくものであると確信している。

3. 研究方法と実施期間

- (1) エンパワメントの定義に関する文献研究 平成 16 年 5 月から 7 月
エンパワメントに関する国内外の文献に目を通し、歴史的に「エンパワメント」という考え方が、どのような変遷を遂げてきたのかを明らかにするとともに、定義の作成を試みていた。
- (2) パワレス状況に関する研究 平成 16 年 6 月から 8 月
親子関係や兄弟姉妹関係を中心に、家庭において障害をもつ子どもがパワレスになっていくシステムを明白にしていった。
- (3) エンパワメント定義の確立に関する研究 平成 16 年 9 月から 12 月
文献研究で得られたエンパワメントに関する資料とパワレス状況の分析から得られた内容を基本にしてエンパワメントの新しい定義を確立した。
- (4) エンパワメントに関する個人調査研究 平成 16 年 10 月から 17 年 1 月
京都・広島・徳島・香川等の相談支援事業者に協力を得て、20 名の個人調査対象者を選定し、面接調査を実施した。そして、調査結果を回収し、評価・分析を行なった。
- (5) エンパワメントに関する調査結果の分析・評価 平成 17 年 1 月から 3 月
エンパワメント個人調査事例の中から特徴的なもの 9 例を選び、分析・評価を試みた。幼児期から障害をもっている人と人生の半ばにして障害を受けた人とのエンパワメントの相違点を明らかにした。
- (6) エンパワメント実践プログラムに関する研究 平成 16 年 9 月から平成 17 年 2 月
自立生活プログラムやピアカウンセラー養成講座と称されているエンパワメント実践プログラムの現状を調査し、分析することにより、エンパワメントに関する支援を考えた。
- (7) エンパワメント実践マニュアルにおける要素の提示 平成 17 年 2 月から 3 月
以上の研究成果から「エンパワメント実践マニュアルの要素」を作成した。エンパワメント過程には、「影響を与えた人 (Effective Person)」が重要な因子であることが明白となったので、『出会い』をキーワードに作成を進めた。
- (8) エンパワメント研究報告書の作成 平成 17 年 3 月から 4 月
上記の研究成果を組み込んだエンパワメント研究に関する報告書を作成している。

4. 研究結果

(1) 「エンパワメント」に関する文献研究

米国の黒人開放に関する公民権運動に起源を見るエンパワメントという言葉は、使用する者によって内容が異なる現状があった。社会福祉分野(特に障害者福祉)においては、近年になり頻繁に使用されるようになったが、何を示しているのかという統一見解がないことが理解できた。

(2) 「パワレス状況」に関する研究

パワレス状況にある者が「エンパワメント」されていく、という仮説を立てた場合に、パワレスというものを明らかにしていかなければならなかった。この研究において、全てのパワレス状況を設定できた訳ではないが、パワレス状況を生み出す要因を提示できたと考えている。

(3) 「エンパワメント」の定義確立に関する研究

エンパワメントの定義が確立していなかったので、障害者分野を主とした定義付けを試みた。「エンパワメント」とは、同様の生活環境にある一般状況と比較してパワレス状況にある者が、政治・経済・社会的場面等における一般水準の獲得を試みた時に、個々が有する能力の向上・社会環境の改善・個人と社会環境との調整という方法を用いて、そのパワレス状況を改善していく諸過程である、とした。

(4) エンパワメントに関する個人調査研究

京都から広島までの各地における20事例を個別調査し、その中から9例を取り上げ、評価・分析を試みた。生まれながらにして、または幼い頃から障害をもつ人たちと人生の半ばにして障害を受けた人たちとの間には、エンパワメントという観点においても違いが見られた。幼児期から障害をもつ人たちは、自らのストレンクスを強化することにより、エンパワメントしていくことが多く、逆に中途障害者の場合には、人的なものも含めた環境を整備・強化していくことによりエンパワメントしていくことが分かった。

(5) エンパワメント実践活動に関するプログラム研究

障害者自立生活支援センターで実践されている自立生活プログラムの実態を調査した。自立生活プログラムやピアカウンセラー養成講座と称されているエンパワメント・プログラムは、個人のストレンクスに着目し、心理的なエンパワメントのみを対象としている観点が強いことが明らかになった。障害の完全受容や人生の目標設定という事柄も重要ではあるが、「前向きに生きる」という姿勢をどのように確立し、どのように支援していくかが大切であることが理解できた。

(6) エンパワメント・プログラムに関する実践マニュアル要素の提示

障害をもつ人たちがエンパワメントしていく過程において、何らかの「影響を与えた人(Effective Person)」との出会いが大きな要因となっていることが明白になった。この「影響を与えた人」とは、結果的には意識的・無意識的に関わらず登場してきているが、実践マニュアルの要素を提示するにあたり、作為的に出会いを経験させることも必要であるという見解を基本に作成を試みた。

5. 考察と今後の活用

障害をもつ人たちのエンパワメントという難しい命題に対して、3種類のエンパワメントモデルを提示することができ、併せてエンパワメントの定義を確立できたことは、障害者ケアマネジメントを実践していく上で大きな成果と言える。また、20にも及んだ個別事例は、報告書で取り上げた9事例を始め多種多様であり、パワレスからエンパワメントする分岐点が明白となった。このような成果を用いて、今後のエンパワメント支援における個人因子強化や環境因子強化、そして相互関係強化を実

践していく指標を提供できたと確信している。

今後、この成果をどのように活用していくのかに関しては、次にあげた項目のとおりである。

(1) エンパワメント定義の活用

特に障害者福祉分野でのエンパワメント定義を確立し、提示したことにより、障害者福祉関連施設や各種教育機関においても、使用語彙の統一が為されることが期待できる。

(2) パワレス状況を回避する方策の提供

親子・兄弟姉妹関係を中心にパワレス状況へと誘導するシステムを明解にしたことにより、障害児の家庭教育や教育機関での状況が改善されることが期待できる。

(3) 個人調査結果の提示と活用

様々な障害をもつ状態とパワレス状況にある「個人の生き様」を提示させていただいたことにより、エンパワメントしていく道標が提示できたと考えている。エンパワメントしたいと願っている障害をもつ人たちに対して、これらの事例を提供することにより、「前向きな姿勢」になることが期待できる。

(4) エンパワメント・プログラム実践マニュアルの提供

障害者福祉関連施設や養護学校等の教育機関、さらに障害児のいる家庭に対して、実践マニュアルを提供していくことにより、エンパワメント教育を質的に向上させることが期待できる。また、相談支援事業者や病院からの退院支援に関わる者に対しては、一定の指針を与えるものとして評価されたと考えている。

6. おわりに

今回の調査研究における重要な柱は、障害をもつ人たちの生きてきた道筋を検証していき、エンパワメントというキーワードを基軸に、何を感じてパワレスとなり、何をもって分岐点として上向きの思考に変化したのかを実証論的に明らかにしてきた。このプライベートな個別調査を快く受け取ってくださった障害をもつ人たちと家族の皆様が、多大なご協力をいただいたことで、本研究が成立したといえる。御家庭に訪問させていただく形の調査に対して、積極的にご協力いただきました方々と、熱心に聞き取っていただきました調査協力員の皆様に、心からの感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○ 調査組織

主任研究者	谷口 明広 (愛知淑徳大学 医療福祉学部 福祉貢献学科)
分担研究者	小田島 明 (国立身体障害者リハビリテーションセンター 更生訓練所)
	武田 康晴 (華頂短期大学 社会福祉学科)
	土屋 健弘 (京都市北部障害者地域生活支援センター「きらリンク」)
研究協力者	岡本 卓也 ((有)自立生活問題研究所)
	徳竹健太郎 ((有)自立生活問題研究所)
	傍島 規子 (相楽地域障害者生活支援センター)
	井原 美紀 (障害者生活支援センター「凌雲」)
	稲田 祐一 (障害者生活支援センター「ふらっと」)
	河本 康宏 (福山市障害者生活支援センター「すまいる」)
	平岡 辰士 (府中地域障害者生活支援センター「はーと&はーと」)
	佐々木由利子 (三原市障害者生活支援センター「ドリームキャッチャー」)
	中村 都 (さぼーとせんたー かもみ〜る)
	岡崎 慎治 (生活支援センター「もやい」)

はじめに —— 目的と背景および研究の重要性

2000年に、高齢者福祉の分野では「公的介護保険」が施行され、2003年には障害をもつ人たち福祉の分野で「支援費制度」が施行されたことにより、措置制度から利用契約制度へという改革が定着したと考えられる。戦後50余年にわたり継続した措置制度は、障害をもつ人たちの生命や生活を護るのは「国家」であるという原則から、彼らの主体性や自己決定よりは安全性や快適性に主眼を置いてきたと考えられる。時代が進む中で、障害をもつ人たちも「治され、護られる対象者」であることからの脱却を求め、彼らの主体性や自己決定が重んじられる制度を求めているのである。

支援費制度以前であれば、障害をもつ人たちの地域自立は、毎日が介護者を確保するために時間を費やすことが多く、介護が受けられるようにしていくことが、生活の目的になっている感覚があった。夜になれば、次週の介護者を見つけるために、2時間も電話を掛け続けなければならないという現実は、当たり前が存在していた。このような時代に地域自立を実現させていた障害をもつ人たちは、パワーにあふれており、社会的な偏見や差別と戦ってきた。彼らは、何らかの経験や体験によって、強固なストレングスが築かれたと考えられる。

しかし、支援費制度が施行され、自らが介護者を見付けなければ生きていけない状況ではなくなり、事業所への連絡のみで介護者が確保されることで、障害をもつ個人がパワレス状況へと陥る可能性も拡大している。さらに、障害をもつ人たちは、自分の生活に合わせた介護時間帯を選べるのではなく、事業所やヘルパーの都合により、生活形態を決められかねない状況も報告されている。

障害をもつ人たちが自らの生き方を決め、その結果に責任を負っていくことが「自立」の真髄であるとするならば、支援費制度によって「依存」という色合いが強くなってきたという事実もある。エンパワメントとは何か、エンパワメントしていくためには何が必要かを問い直し、障害をもつ人たちに向かう地域生活支援において、エンパワメントの視点を入れていく方策を提示していくことは急務であると考えた。

よって、この報告は、支援費制度が財政的問題等で終焉を向かえ、「障害者自立支援法」という新しい制度の中で、障害をもつ人たちがエンパワメントしていき、より充実した人生を築いていくための一助となれればと願っている。

第1章 エンパワメントの時代的変遷と定義

本章では、障害をもつ人たちのエンパワメントについて調査研究を進めていく上で、障害をもつ人のエンパワメントに関する作業仮説としての定義付けを試みていくわけであるが、まずはソーシャルワークの領域で「エンパワメント」がどのように定義付けられてきたのか先行研究をレビューしておきたい。

第1節 エンパワメントの時代的変遷と意味

エンパワメント (empowerment) という用語を辞書で引くと「～する権限・能力を与える行為」また「その結果として権限・能力を得た状態」とある。ソーシャルワークの領域で「エンパワメント」という用語が使われたのは、1976年にソロモン (Solomon, B.) が著わした『黒人のエンパワメント—抑圧されている地域社会におけるエンパワメント』¹が最初であると言われている。その中で、ソロモンは、ある個人が抑圧された「否定的な評価」を受け続けることによって「パワーの欠如した状態」に陥っている場合、パワーを増強していくことすなわちエンパワメントにソーシャルワークが関わっていく際のあり方について示している。²つまり、例えば「マイノリティに対する差別」のように抑圧された状況の中では、個人やグループが持っている本来の力 (パワー) が育つことも発揮されることもなく、その問題状況にソーシャルワークが介入することによって、個人やグループが持つパワーを発揮できる状況を作る必要性を指摘しているのである。

ソロモンによってソーシャルワークの領域に提起されたエンパワメントという概念あるいは方法論は、ソーシャルワークの主体が援助者から利用者へ移っていく過程、また伝統的な「医学モデル」に基づき個人の病理や弱さに注目して治療や訓練を与えるのではなく「生活モデル」のように社会との相互作用の中で利用者の自分で生きる力や強さが注目される過程で、新しいソーシャルワークのアプローチとして定着しつつある。久保美紀・渡辺洋一・中村佐織は「ソーシャルワーク研究」³の中で、また小川善道は自著「障害をもつ人たちのエンパワメント」⁴の中で、それぞれの論を展開する前提としてエンパワメントの定義に関連する先行研究を紹介している。エンパワメントの定義に関しては、これまで様々な文献で抜粋・引用・紹介されてきたが、ここでは久保・渡辺・中村・小川が整理したものを中心に紹介しておきたい。

¹ 原著は、Solomon, B, *Black Empowerment : Social Work in Oppressed Communities*, Columbia University Press, 1976

² 小田兼三・杉本敏夫・久田則夫編著『エンパワメント実践の理論と技法』中央法規出版, 1999年, 6頁～7頁参照

³ 『ソーシャルワーク研究』vol.21 No.2, 1995

⁴ 小川善道著『障害をもつ人たちのエンパワメント』明石書店, 1998

「エンパワメントは、スティグマを負った人々が社会の中で関係を取り結び、そして価値ある社会的役割を遂行するようにスキルを身につけるべく援助される過程。エンパワメントの活動は問題解決の過程が否定的評価に対抗するために機能する」(Solomon, 1976)

「エンパワメントは、人びと・組織・コミュニティが、自らの事柄に関して主導権を握る過程とメカニズムであり、学校・教会・職場・ボランティア機関・社会福祉制度・政府・近隣組織における構成員による活発な参加を含み、本質的には政治的、経済的過程である」(Rappaport, 1987)

「エンパワメントの過程は、個人・対人関係・制度的といった三つのレベルでおこる。そこで、人は、個人的力の所有感、社会制度を変えるために他の人々と協力する能力を発達させる」(Gutierrez, 1990)

「エンパワメント実践は、自己指南のために必要とされる積極的個人的力を回復するべくデザインされる。この力は自己と集団のために選択し決定し社会的に効果的な行為をすることである」(Germain, 1991)

「エンパワメント実践とは、クライアントがクライアント自身であるいは相互に協同して社会的・政治的・経済的力を獲得していくのを援助することであり、それはクライアントとの協同作業によってなされる」(Lee, 1994)

「明確な自己の価値観の確立の過程において、認知・知識や動機・欲求などに関する能力差を埋め合わせることが可能ならしめるように、ある人の生活自体のパーソナリティに対して支援するための過程を意識化することである」(A. H. Katz, 1993)

「個人的なまたは社会的な変革を経験した人々が持つ相互作用の過程であり、自分自身が生活する地域社会や自分自身の生活に作用する制度や組織のあり方へも影響を行使できる行動をする力を支援するプロセスである」(Peggy, Hutchison & Judith, McGill, 1992)

「エンパワメントとは、活力や自己決定を求めている人たちによってのみ起こされ支持される反応的な活動、もしくは可能なプロセスである」(B. L. Simon, 1994)

「エンパワメントとは、交換の相互作用をコントロールしていくうえで、さらにもっと相互に影響しあおうとする人たちを可能にしていくインターベションを活用することであり、自分自身の利益のために自分の生活空間に影響を与える力を動かす能力である」(R. J. Mancoske and J. M. Hunzeker)

「エンパワメントは、力を得るプロセス、力を発達させるプロセス、力を獲得し所有するプロセス、力を促進し可能にさせるプロセスである」(R. Parsons)

「エンパワメントとは、個人・グループあるいはコミュニティがその状況（環境）をコントロールすることができるようになることであり、自ら設定したゴールを達成することができるようになるプロセスである。それによって、生活の質を最大限に向上させるための活動ができることである」（Adams.R., 1990）

「エンパワメントとは、社会福祉サービスの利用者、消費者がより力を持ち、自分たちの生活に影響を及ぼす事柄や問題を自分自身でコントロールできるようにすることを表現するための用語である」（Dearling.A., 1993）

「人々がパワーを伸ばし、彼らの生活を自らコントロールすることをより可能にすることである。そして、施設、機関、そして彼らに影響を及ぼす状況に対して、より大きな主張をすることを意味している。また、力を分かち持ち、他の人に力を及ぼすことができることを意味する」（Beresford.P. AndCroft, S. , 1993）

ところで、ソーシャルワークの領域において「エンパワメント」という用語がどのような意味・定義を持って位置付けられているかという点については、Encyclopedia of Social Work における記述が重要な指標の1つとなろう。本書の索引項目に“empowerment”という用語が登場したのは、1987年度版において生態学的視点（ecological perspective）の中で取り上げられたのが最初である。また、Encyclopedia of Social Work 19th Edition には索引項目として4箇所が示され、そのうち3箇所が小項目の見出し語として掲載されている。その3箇所について、この用語を含む小項目を挙げ、エンパワメントの定義に関連すると思われる部分について以下に翻訳して整理しておく。

「エンパワメントのゴールは、社会正義に照らしてより決定的な到達点に向かって、自分自身の環境を改善するために必要な個々人の能力を増大させることである」（Advocacy, Empowerment, p.96）

「エンパワメントは、アフリカ系アメリカ人に対する消極的な価値ないしイメージと対峙する。つまり、それは、アメリカ社会における人種差別の歴史や（障害などにより）生活環境に対して無力である状況から、積極的な価値ないしイメージと自分の生活状況に関与していく能力を取り戻していくことである。そして、そのことは、パワーレスな状態や hopelessな（希望のない）状態と対峙することを意味するのである」（African American Overview, Empowerment, p.112）

「社会がより複雑化したために、自分の生活に関連のあるシステムを理解し関与することに努力が必要となってきた。そこでは、個々人が地域のシステムと自発的に結びつくことで、地域の社会資源を有効に活用しまたそれらを適した状態に形成することが可能になったときに、そのことが個々人の力を増加させることにつながるのである」（Citizen Participation, Empowerment and Skills Development, p.483）

以上、ここでは、障害をもつ人たちのエンパワメントについて調査研究を進めていく上で指標となる障害をもつ人たちのエンパワメントに関する作業仮説としての定義付けに必要な「エンパワメントの概念（ないし定義）」について先行研究をレビューしてきたが、これらの定義を概観するとき、エンパワメント（empowerment）という用語が示す概念（ないし定義）について主として2つの論点が存在すると考えられる。すなわち、第一は「エンパワメントは、過程（process）を指すのか状態（condition or shape）を指すのか」という論点であり、第二は「エンパワメントは、①個人（individual）、②環境（circumstance）、③個人と環境の相互作用（interaction）あるいは相互関係（mutual relationship）のいずれに焦点をあてるのか」という論点である。さらに、ここでは定義に関連のあるものだけを概観したが、ソーシャルワークあるいはソーシャルワーカーの関与ないし位置付けについても、エンパワメントを基本的に当事者に帰結する立場とソーシャルワーカーとの協働（partnership）に言及する立場とでは、その位置付けに微妙なニュアンスの違いが見られる。

まず、第一の論点について、先の「ソーシャルワーク研究」において久保はオックスフォード英語辞典を引用して「エンパワメントは力をつけていく過程と力をつけた状態を含んでいる」⁵と述べ、また本節の冒頭でも辞書的な意味として「その結果として権限・能力を得た状態」と紹介しているが、少なくともここにレビューしてきたエンパワメントの概念には、Encyclopedia of Social Work 19th Editionにおける記述も含めて「結果としての状態」を定義の中に含んでいるものは見あたらない。確かに、言語学的な見地からすれば“empowerment”という用語は“empower”という動詞に“-ment”という接尾語がついた構成になっており、また“-ment”という接尾語には「（動詞について）動作・結果・状態・手段などを表す」という働きがあることから、言葉の意味としては久保の（あるいはオックスフォード英語辞典の）記述は間違っていない。しかしながら、ソーシャルワークの領域でエンパワメントを定義付けていくとき、先行研究において「結果としての状態」を含む概念を見出せない以上、障害をもつ人たちのエンパワメントに関する作業仮説について「エンパワメントは過程（process）を指す概念である」という立場を取るべきであり、また「状態（condition or shape）」については「エンパワメントの結果としての状態」と表記するべきであると我々は考える。

次に第二の論点、すなわち「エンパワメントは①個人、②環境、③個人と環境の相互作用あるいは相互関係のいずれに焦点をあてるのか」であるが、この点について小田兼三は「エンパワメントを志向する実践で最も興味深い側面は、その焦点が問題解決の個人的側面か環境的側面のいずれかにあてられるのではなく、むしろ両者の結合と相互作用にあてられていることである」⁶と述べ、エンパワメントが個人と環境の相互関係に焦点をあてた概念であることを強調している。また、先のレビューにおいて、例えばSolomonは「抑圧している環境」に、Germainは「個人の力」に、Gutierrezは「個人・関係・環境」にそれぞれ焦点を当て、さらにEncyclopedia of Social Work 19th Editionにおける記述内容を見ても、ソーシャルワークの領域におけるエンパワメントには、①個人、②環境、③個

⁵ 『ソーシャルワーク研究』vol.21 No.2, 21頁, 1995年.

⁶ 小田兼三・杉本敏夫・久田則夫編著『エンパワメント実践の理論と技法』12頁, 中央法規出版, 1999年.

人と環境の相互作用という3つの概念が含まれると考えるのが妥当であろう。また、先にWHOによって示されたICF（国際生活機能分類）において個人因子・環境因子に加えそれらの相互作用によって「障害」を捉えていることを鑑み、障害をもつ人たちのエンパワメントに関する作業仮説については、エンパワメントの定義として個人・環境・相互作用の3つの側面を含む概念とするべきであると我々は考える。

ところで、エンパワメントを当事者に帰結する場合は「自立」という概念を、またそれをソーシャルワークないしソーシャルワーカーとの協働(partnership)と位置付ける場合は「自立支援」という概念を整理しておくことは、障害をもつ人たちのエンパワメントに関する作業仮説を考える際に欠くことはできない。なぜなら、エンパワメントにおいて個人・環境・相互作用の全てに関して「自立」という概念の根幹である「自己決定」は、それを定義付けるあるいは実践する際に最も重要な概念であると考えられるからである。以下に、自立あるいは自立支援について整理しておきたい。

自立または自立支援という言葉は、障害者福祉のみならず現在ソーシャルワークのあらゆる領域において頻繁に使われている。しかしながら、それぞれの場面で使われている「自立」という言葉が示す意味合いを吟味してみると、それが使われる場面によって、大きく異なった二つの内容を指していることに気付く。1つは、なるべく他者からの援助を受けない行動や状況を自立と考える場合であり、もう1つは、行動や状況に他者からの援助を受けるか受けないかも含め、自分の人生を自分で決定すること(=自己決定)を自立と考える場合である。特に一般社会においては「独立」という意味合いで「自立」という言葉を使うことが多く、また、ソーシャルワークの領域においても伝統的な(悪い言い方をすれば古い)概念では、ADL自立や経済的自活の重視といった具合に「自立」を前者のみの意味合いで捉えてきた経緯があり、ソーシャルワークの現状においても、自立あるいは自立支援について前者のみを重視するような状況も少なからず見られる。しかしながら、もしも「自立支援」という名のもとに、利用者に常に「できる限りの努力」のみを強いるなら、それは利用者の主体的な生き方を否定することにもなりかねないのである。

ソーシャルワークの領域で重要視されるべき自立生活理念、すなわちたとえ日常的なケアが必要であっても自分の人生や生活のあり方を自己責任において決定し、一度限りの人生を主体者として生きる行為を自立生活とする理念⁷は、1960年代後半にカリフォルニア州バークレーに発祥した自立生活運動を起源としている。先に、伝統的な自立観ではADL自立や経済的自活が重視されたと述べたが、この運動は、ADL自立が困難な障害をもつ人たちの多くが施設や病院に収容され、訓練や治療を強要されながら「専門家」の管理下に置かれていたことに対する反発であった。つまり、この運動が目指したものの重要な一つは専門家主導からの脱却であり、その意味では、当事者の自己決定を最重要視したのも当然のことと言えよう。

ここで、エンパワメントとの関連で言えば、専門家—当事者という構図の中で当事者が(あるいは当事者をとりまく環境も含めて)力を取り戻していくこと、すなわちエンパワメントは、自立生活の概念を実践する重要な課程であると考えられることができる。つまり、当事者自身が自己決定と自己責任に基づいて自分の人生を自分で生きていく力すなわち自

⁷ 定藤丈弘・岡本栄一・北野誠一編『自立生活の思想と展望』8頁、ミネルヴァ書房、1993年。

立生活能力においては、マイノリティに対する差別の中で抑圧されてきたパワーを当事者および環境が取り戻していくという意味でのエンパワメントが中心的な要素の一つとして位置付けられるのである。

さらに言えば、専門家主導のサービス供給（援助）の仕組み自体が当事者を「パワーの欠如した状態」にしてきたという批判もある。自立支援の思想という文脈で北野誠一は「これまで既存のヒューマンサービス（教育・保健医療・福祉等をふくんだ対人援助）が、障害をもつ人たちのパワーを奪ってきた」とした上で、行政や専門家と利用者や患者の間には「一方的にコントロールする側（主体）とコントロールされる側（受手）」という関係が存在した」と指摘し、さらに「福祉や援助や世話や愛の対象となる人びとが、それを受ける代償として、それを受けるに値する、素直でおとなしい存在、無力で依存的な存在であることを強いるシステムが、現実のヒューマンサービスなのだ」⁸と痛烈に批判しているのである。すなわち、単純な意味でエンパワメントの結果として当事者の自己決定が助長されるにしても、また、批判的な意味で専門家主導からの脱却にエンパワメントが必要不可欠であるにしても、当事者の自己決定を支えていく当事者主体の生活あるいは支援という意味において、自立生活あるいは自立支援とエンパワメントは関連する部分が非常に大きいと考えられるのである。

以上を踏まえ、次節においては、障害をもつ人たちのパワレス状況に至る要因を考察し、第3節においては、エンパワメントを検証していくために指標となる「作業仮説」の作成を試みていきたい。

⁸ 前掲書『自立生活の思想と展望』43頁。

第2節 パワレス状況を生み出す要因に関する一考察

第二次世界大戦後の傷痍軍人に対するリハビリテーション概念の中で出発した障害者福祉は、1960年代の後半に当事者の主体性をキーワードとした「自立生活概念」の台頭により、障害をもつ人たちを「治療すべき対象」として捉えてきた旧来の医学的リハビリテーション概念からの脱却を進め、障害をもつ人たちの主体性を深く考慮するものへと変容してきた。このような概念変容の中で、障害をもつ人たちは「保護されるべき障害をもつ人たち」という役割から、自分の人生を主体的に生きることを強調する「自立した個」の存在へ変化していかなければならない。しかしながら、障害をもつ人たちは、幼い頃から両親（特に母親）の付属物として見られるような場面が多く、学齢期になれば養護学校の教員等が主導権を握り、成人すれば障害者関連施設の職員等が主導権を握り、人生のさまざまなライフステージにおける障害をもつ人自身自身の主体性を軽視してきたところに問題がある。

このような状況の中で、この節では特に親子関係と兄弟姉妹関係に焦点を絞り、乳幼児期から障害をもつ人たちのパワレス状況が生み出される要因を考察していきたい。

1. 親子関係が要因となるパワレス状況

親子関係において、子ども達は障害をもつ、もたないに関係なく、親からの重圧を受けながら、成長していくと考えても良いのではないだろうか。下の図1にあるように、親は

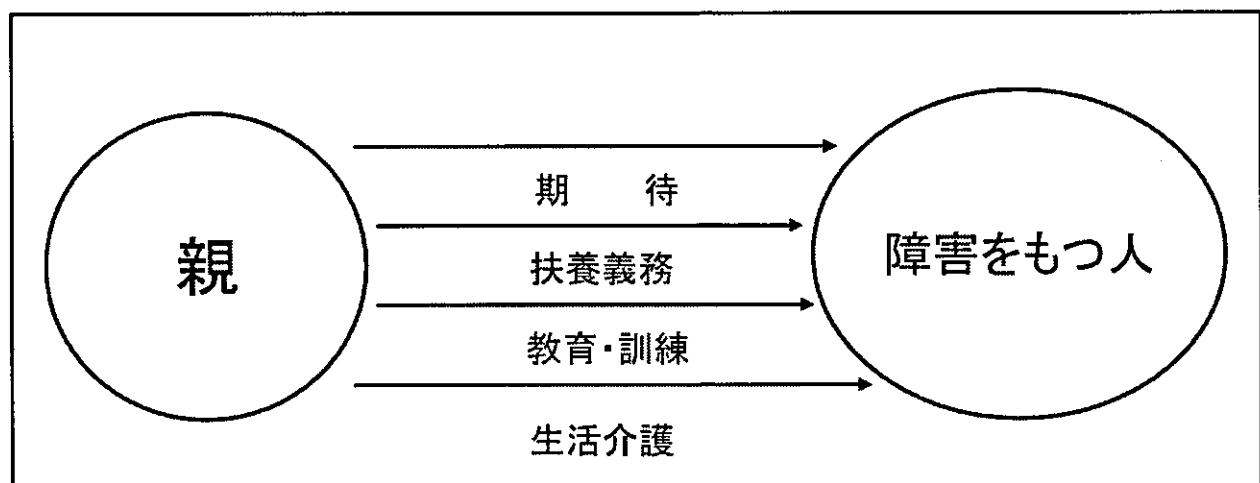


図1 親子関係におけるパワレス状況

障害をもつ子どもに対して「期待」、「扶養義務」、「教育・訓練」、「生活介護」という4種類の重圧（矢印）を向けていることになる。障害のない子どもに対しても、親は期待するし、扶養義務を口にすることもある。しかし、障害をもつ子どもへ対する期待には、機能回復というものが強く含まれ、「障害が無くなる」というような奇跡的な事柄も含まれると考えられる。この機能回復に対する期待は、「障害児を生んでしまった」という呪縛から母親が逃れるために抱いている夢も加わり、その重圧は倍増されてくるのである。また、扶養義務という考え方も、障害のない子どもに対しては、成人あるいは大学を卒業するまで

という限定期間が設定されているが、障害をもつ子どもでは、扶養期間が定まらないという不安を常に抱くことになってしまう。

下位の二つに関しては、教育・訓練と生活介護が障害をもつ子どもに対する特有なものとする考え方も知れない。しかし、親が子どもを躾けたり、教科学習を手助けしたりすることもあり、障害のない子どもにも為されている行為ではあるが、このような教育的機能も期間限定的なものとして認識できる。同様に、生活介護に関しても、乳幼児期の子育てや家庭における家事などは、大抵は母親が担ってくれているものである。

このように考えると、障害をもつ子ども達は、親からの一般的な重圧を受けているに過ぎないと考えられるのかも知れないが、障害のない人たちは、これらの重圧から逃れられる環境に身を置くことを決断したり、親を精神的に裏切るといった行為を用いて、エンパワメントしていくと考えられる。障害をもつ人たちは、これらの重圧を親が亡くなるまで受け続けなければならなかったり、親から離れて入所施設で生活するという消極的方法しか解決できないと考えている。障害をもつ人たちは、このような精神的葛藤を避けるために、親に対する「強度の依存」という形にはまり、自己防衛としてのパワレス状況を作っていくと考えられる。

2. 兄弟姉妹関係が要因となるパワレス状況

(1) 障害をもつ子が弟や妹の場合

上で取り上げた親子関係を基盤と考えたときに、兄弟姉妹の関係が加わってくると、その重圧状況は更に複雑化し、障害をもつ子どもを加速度的にパワレス状態へと誘導すると考えられる。下の図2で示したように、障害をもつ子が弟や妹の場合は、親からの重圧に

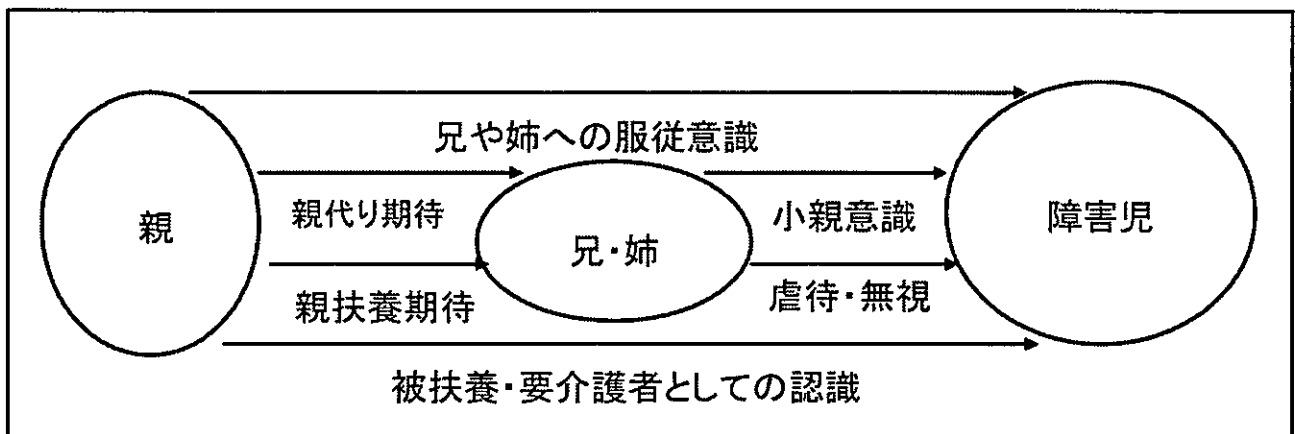


図2 兄弟姉妹関係によるパワレス状況(1)

加えて兄や姉からの重圧も受けるようになる。

このように兄弟姉妹関係が加えられると、親子関係に見られたような一般的関係の延長上にあると考えられるものではなく、障害をもつ子どもがいる家庭特有の関係性が確立されてくることが理解できる。まず、親から受ける重圧を考えると、上の親子関係で見られる4種類の矢印に加えて、「兄や姉への服従意識」と「被扶養・要介護者としての認識」が出現してくる。この「兄や姉への服従意識」は、将来の親代わりとして兄や姉を認識させ

服従させておくことが、障害をもつ子の安定した生活を保障する方法であると思われた親の行為である。この重圧は、意識的か無意識的なものかに関わらず、障害をもつ子をパワレスにしていくには十分な要因である。また、「被扶養・要介護者としての認識」は、親の手が障害をもつ子に取られがちになるので、兄や姉に対するパフォーマンスとして、障害をもつ子を必要以上に弱い立場に置くことで理解を深めさせようとする親の意図が推測できる。このような行為を進めていく中で、親は兄や姉に「親代わり期待」という重圧を掛けながら、「下の子に期待できないから、将来は親の面倒を見るように」という気持ちを話すようなこともある。

このような流れの中で兄や姉は、親に代わる者としての「小親意識」を持ってしまうようになり、良い形となって表出される場合には「兄弟愛」として親代わりとなるが、逆に作用してしまうと「虐待・無視」というネガティブな結果を招くようになる。いずれにしても、障害をもつ子にとっては、パワレス状況を生み出す要因として認識しておく必要がある。

(2) 障害をもつ子が兄や姉の場合

障害をもつ子が弟や妹である場合と異なり、先に生まれた障害児を抱えている両親は、様々な期待を持って障害のない弟や妹を迎えることになる。障害児の弟や妹という存在になるということは、生まれながらにして大きな期待と重圧を受けていることになる。下の図3を見ると、弟や妹に対する親の認識や期待は、上の兄や姉に対するものと同様である

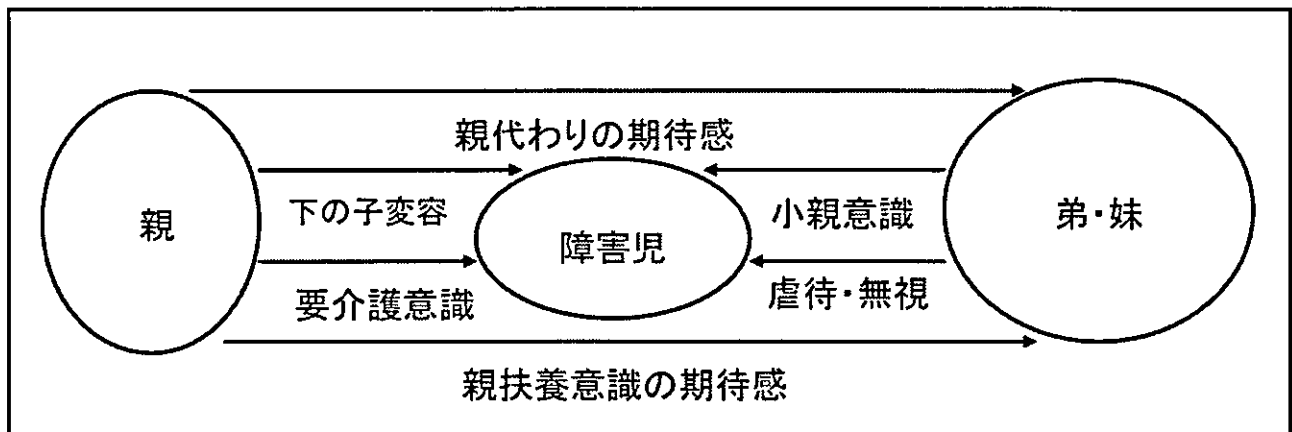


図3 兄弟姉妹関係によるパワレス状況(2)

ことが分かる。全体の矢印が意味するところを見ると、図2と同じような流れで、障害をもつ子に重圧が覆い被さっている。兄や姉であることで、弟や妹の上に立とうとすることを心配し、弟や妹を親代わりとしていくために、障害をもつ子に「下の子意識」を植え付けようとしていることが理解できる。洗脳とも言える意識の植え付けは、障害をもつ人たちをパワレス状況に陥らせるのに十分な要因である。障害児に対する行為と全く逆であるが、弟や妹には「上の子意識」を植え付ける結果となっている。要するに、障害をもつ兄や姉が下の子という役割を演じ、弟や妹が上の子としての役割を演じることになる。この役割交代劇が長い年月を経過して、本質的な役割転換という家族形態に落ち着いてくるの

である。障害児を抱えた家族は、兄弟姉妹のいずれに位置しても、最終的には無意識に図2の形態になるということが理解できる。

3. パワレス状況を生み出す他要因

障害をもつ人たちの親子関係と兄弟姉妹関係からパワレス状況になる要因を検討してきたが、本節の題にも書いているように、単なる一考察に過ぎないと考えている。障害をもつ人たちをパワレス状況に陥らせる要因は、第2章の事例を参照しても多種多様であることが分かる。その中には、身体的機能に関係するものが多いが、心理・精神的なもの、家族関係を初めとする人的環境、アクセスに関する物理的環境、社会の偏見や差別に関する社会的疎外感等があげられる。今回の研究では、パワレスよりもエンパワメントを中心に検討を進めてきたため、パワレス状況に対する分析が不足していたことは確かであった。このパワレス状況に関する研究は、エンパワメントを明らかにしていく上での必要不可欠なものであることが認識できた。今後の研究課題として、大いに深めていきたい課題である。

パワレス状況を調査する中で、障害をもつ人たちの兄弟姉妹が、不登校やひきこもりの状態にある者が多く、非行や家庭内暴力という問題も見られた。障害をもつ人たちの家族関係を図2から考察すれば、障害のない兄弟姉妹にも過度な重圧が掛けられていることが分かる。障害をもつ人たち自身のエンパワメントが重要な課題であることは明白ではあるが、兄弟姉妹がパワレス状況に陥らないようにしていく方法も考えなければならないと痛感した。

第3節 エンパワメントの3モデルとエンパワメント定義

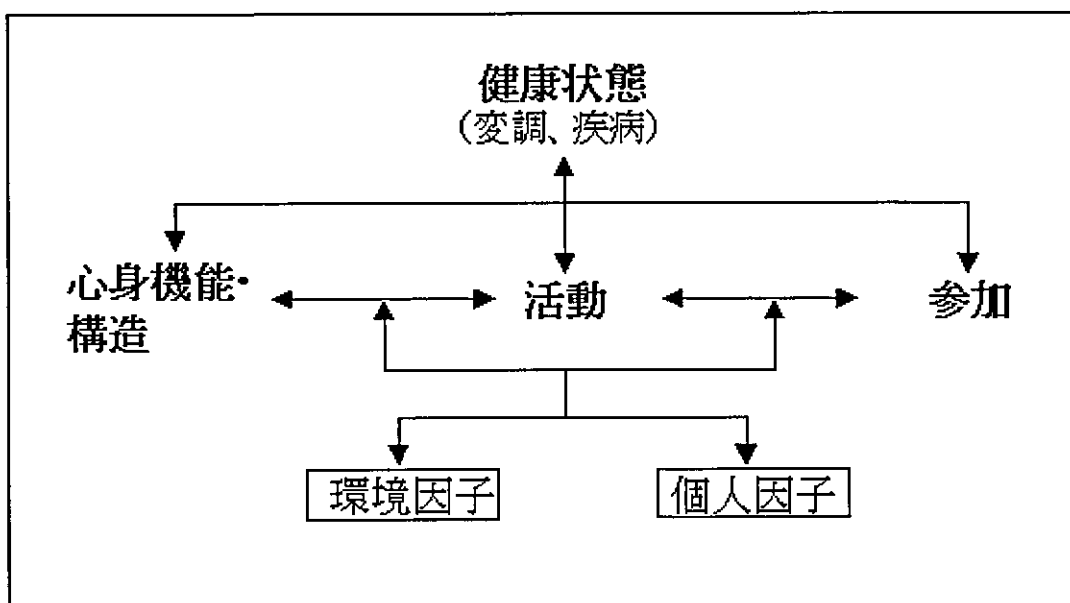
我々は、障害をもつ人たちのエンパワメントを検証していくための指標となる「作業仮説」の作成を試みた。これらの「作業仮説」を作成するにあたり、「国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health : ICF)」を参考にした。

1. 「国際生活機能分類 (ICF)」とは

「国際生活機能分類 (ICF)」は、下の図4で示した表のように、「障害」を3つのレベルで捉えている点は、1980年の「国際障害分類(International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps)」で示した分類と同様ではあるが、機能障害を「心身機能・構造」(body function and structure)、能力障害を「活動」(activity)、社会的不利を「参加」(participation)という用語に置き換えることにより、障害をもつ人たちのみに対応しているのではないことを表現している。さらに、「障害」が発生したり変化したりする時に、「環境因子」(environmental factors)と「個人因子」(personal factors)が影響するとして、モデルの中に新しく入れたことも注目しなければならない。

生活機能と障害は、健康状態と背景因子(すなわち環境因子と個人因子)との間の相互作用ないしは複雑な関係とみなされている。これらの要素の間には、ダイナミックな相互作用が存在するので、一つの要素のレベルに介入すれば、関係する他要素を同時に変える可能性がある。相互の関係は特異なものであり、一方が決まれば常に他方が予測できるという一対一の関係ではないことも注意しておかなければならない。図に示されている各次元は個人の生活機能と障害の状態を示しているものであり、「社会生活」という要素が概念内に取り込まれたことは、非常に画期的であると言える。

図4：ICFの次元間の相互作用に関する現在の理解(2001年モデル)



出典：障害者福祉研究会『ICF国際生活機能分類—国際障害分類改訂版—』, 17頁, 中央法規出版, 2002年。